

第四回建築法体系勉強会議事概要

日時 平成 23 年 10 月 3 日（月） 10:00～12:00
場所 国土交通省 11 階特別会議室
出席者 浅見委員、井出委員、金井委員、神田委員、辻本委員、深尾座長代理、古阪委員
事務局：住宅局長、担当審議官他

議事概要

事務局による規約改正及び久保座長の指名により座長代理となった深尾委員の進行の下、事務局より整備段階における質の確保を担保する仕組みのあり方等に関連して用意した資料の説明が行われ、配付資料を用意した 2 名の委員より関連の意見表明がなされ、その後、事務局の資料及び委員からの意見表明を踏まえた意見交換がなされた。

意見表明及び意見交換における主な発言（事務局発言を含む）は以下の通り。

○確認・検査等の仕組み関連

- 競争に晒される指定機関は費用負担者〔建築主〕の意向を汲まざるを得ず、構造的に脆弱。一方、地域独占の仕組みの下では審査能力向上等のインセンティブを欠く。競争状態下の脆弱性と地域独占主体の改善インセンティブ欠如に対応するため、都道府県等が地域独占審査主体となり、具体審査業務は競争的に外注する仕組みが考えられる。
- 民間開放は行政事務負担軽減以外に行政指導を排し透明な仕組みを確保する視点もあった。
- 市町村の能力が低下する中で技術的審査に関し規模のメリットを生かすことは効果的。
- むしろ建築物の特性に応じて別々の体系で規制するような仕組みにすべきではないか。
- 一律の規制よりも専門家によるバランスの良い評価を通じて質を確保すべき。
- 専門家の資質が二重構造化している中で資格・保険等による選別方法が課題。
- 確認後の計画変更を完了検査時にすべて審査するのは事前確認制度の趣旨に反するのでは。

○単体規定、集団規定の扱い関連

- 集団規定については、国等が定める参酌基準等に従い各市区町村が政策判断すれば良い。
- 集団規定を公共団体の許可制とした場合、市町村の執行体制等の問題は別途検討すれば良い。
- 最低基準には安全確保のため最低限必要なものと社会的合意に基づくものがあり、強制力を持つて守らせる仕組みから切り離した場合、都市計画制度についても見直しが必要ではないか。
- 単体規定も行政庁毎に条例で学会規準等に準拠した基準を設定し、許可制とすれば良い。
- 安全性に係る部分まで地域毎に異なる主旨の基準が設定され対応を求められるのは非効率。

○建築主・設計者等の責任による品質確保関連

- 専門家が社会的に認知された上で、情報公開・責任付与を前提にその専門家による専門的判断によって基準法に代替すべき。
- 建築は社会資本であるとの合意形成を図り、劣悪物件を使用制限等により駆逐すべき。

○その他

- 行政庁を含む審査側が耐震偽装を見逃した責任を明確にすべき。
- 耐震偽装で明らかとなった制度上の課題に対応するための制度改正がなされる一方で、これまでの所、確定した耐震偽装事件の裁判上は審査側に注意義務違反が認められた例はない。
- フランスにおいて火災安全性は責任保険とは別個の仕組みで担保されているはず。

次回勉強会においては利用段階における質の確保を担保する仕組みのあり方を議論する予定であり、事務局より事前に関連資料を委員に送付した上で、各委員に意見表明していただくこととなった。